

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県社会福祉協議会会長 佐々木 均



令和8年度福祉施策等に関する要望について

本会の事業運営につきましては、日頃格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、少子高齢化や人口減少の進行、物価高騰などの複合的な要因により、生活困窮世帯の増加、地域福祉活動の担い手不足などの問題が全国的にみられています。

このような中、多様化する福祉ニーズに対して、宮城県内において各種団体が様々な課題を抱えながら支援を行っている状況がありますので、その取組がより充実したものとなるよう、各種団体からの別添の要望につきまして、御配慮いただきますようお願いいたします。

また、県内の地域福祉の推進に向けて、本会から下記のとおり要望いたしますので、その実現に向けて御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 福祉教育の充実について

2040年問題などにより労働人口が急減し、福祉分野の人材不足が加速することが懸念されています。そのため、福祉を支える人材の育成・確保・定着を図るために、次世代を担う小学生や中学生に対する福祉教育の充実を図り、福祉への関心と理解を広げていく必要があります。また、地域共生社会を実現するためには、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指すことが重要であり、幅広い世代の住民が「我が事」として、自主的に地域の活動に参画する意識を育む福祉教育を推進することは、必要不可欠なものとなっています。

福祉教育は、単一の機関・団体だけでなく、目的を同じくする様々な主体が連携して取り組むことで、その効果を高めることが期待できます。しかし、各地域における福祉教育に関する取組は、関係者間の連携不足やコーディネーター役である市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）の体制的な問題などもあり、プログラムの形骸化、疑似体験による理解の限界、対象者の偏り、目的の曖昧さといった課題が指摘されています。

そのため、住民の主体的な参加による体験学習を推進するとともに、多様な関係者

との連携による福祉教育の充実を図る必要があります。

つきましては、地域共生社会の実現と福祉人材の育成を図るため、福祉教育の重要性について、次期「宮城県地域福祉支援計画」に位置付けていただくとともに、市町村社協と小中学校や公民館などが連携することで福祉教育の充実が図られるよう、市町村に対しても必要な働きかけをお願いいたします。

2 緊急時や災害時の生活困窮者に対する一時的な救済支援について

全国社会福祉協議会政策委員会が作成した「コロナ特例貸付からみえる生活困窮者の支援のあり方に関する検討会報告書（令和4年12月）」には、新型コロナウイルス特例貸付（以下、「コロナ特例貸付」という。）の取組を踏まえた国への要望事項が示されるとともに、問題提起としてコロナ特例貸付は迅速な貸付が優先され、経済的に困窮している人に多額の借金を負わせることになったと記述されています。

本県においても、コロナ特例貸付については、迅速な貸付が優先されたため、借受人の状況調査を行うこともなく貸付を行い、最終的な貸付件数は49,477件、貸付金額は約172億円となり、令和7年3月末時点で約5割が未償還となっています。さらには、償還免除者を含めた借受人に対するフォローアップ支援を行う必要があるため、市町村社協を含め関係機関の業務負担は増加している状況にあります。また、東日本大震災に係る特例貸付についても、弁護士法人に委託するなど債権回収に努めたものの、約3割が未償還となっており、債権管理が大きな負担となっています。

生活福祉資金貸付は、原則として市町村社協と民生委員との連携の下、相談支援を通じて実施しているもので、借受人の状況を調査したうえで実施しています。そのため、緊急時や災害時における困窮者に対する支援については、貸付金ではなく給付金とする必要があります。

つきましては、引き続き国に対して緊急一時金等の新たな給付金制度を創設することについて、働きかけをお願いいたします。

3 生活福祉資金事業（教育支援資金）制度の見直しについて

生活福祉資金事業の教育支援資金は、高校・大学等の入学金や授業料など就学に係る費用を貸し付けるものであり、借受人が大学に就学した場合は、貸付額が数百万円となるため、卒業後の経済的負担は大きいものとなっています。

借受人の世帯は、低所得世帯の母子父子家庭や生活保護世帯が多いため、借受人が償還困難となった場合、生計中心者である連帯借受人の償還も困難となる可能性が高い状況にあります。特に、借受人が卒業後、定職に就けないケースや、卒業又は中退後に住居を転々として所在不明となるケースでは、長期滞留債権になる確率が高い状況です。また、高校に就学した場合は、国の無償化制度により最終的には授業料の負担はなくなるものの、申請が認められるまでは一時的に負担しなければならず、生活困窮の状態にある借受人世帯においては、貸付金で授業料を支払った後、返金された授業料は生活費等に充当されるケースもあります。

このように教育支援資金は、制度的に借受人の将来性に期待して貸し付けることに

なるため、借受人の償還能力について判断することが難しいものとなっています。

つきましては、教育支援資金について、奨学金などの教育に関する公的支援制度と一体的な見直しを行ったうえで、償還が難しい場合の救済について考慮した制度として創設していただくよう国への働きかけをお願いいたします。あわせて、償還免除のための欠損補填積立金の財源確保が経営を圧迫する恐れがあることから、教育支援資金に代わる新たな制度が創設されるまでは、欠損補てん積立金の会計上の計上を不要とするよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。

4 市町村における権利擁護支援に係る体制整備について

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の取組を推進するため、国は令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しています。この計画では、権利擁護の支援体制として原則、市町村ごとに中核機関を置き、権利擁護支援や成年後見制度に関する相談受付のほか、関係機関による地域連携ネットワークをつくり、中核機関がそのネットワークをコーディネートする役割を行うとしていますが、県内において令和7年7月時点で中核機関を設置している市町村は21に留まっており、関係機関の連携による権利擁護支援と成年後見制度の取組が進んでいない状況にあります。

権利擁護支援の取組として行っている日常生活自立支援事業（以下、「日自事業」という。）の対象者の判断能力が低下した場合には、日自事業による支援の対象外となることから、成年後見制度の利用が必要となるなど、権利擁護支援や成年後見制度と日自事業との連携は必要不可欠です。

つきましては、関係機関によるネットワークのコーディネート役を担う中核機関が未設置の市町村に対して、設置について強く働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、日自事業については人件費の上昇や事務経費の高騰などにより経費が増加していることから、社会情勢の動向に見合った国庫補助基準額の増額について、国への働きかけをお願いいたします。

令和7年9月2日

各関係団体から宮城県への要望

目 次

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会

- 1 生活困窮者支援を総合的に行うための委託料（生活福祉資金相談体制整備事業）の増額 . . . p 1

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会

- 2 宮城県における日常生活自立支援事業の国及び市町村支援について . . . p 3

社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会

- 3 被災者見守り・相談支援事業の継続に係る財政措置について . . . p 5

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会

- 4 生活安定資金貸付制度の抜本的見直しについて . . . p 7

社会福祉法人美里町社会福祉協議会

- 5 日常生活自立支援事業を市町村社協が主体的に実施していくことに伴う市町村自治体の財政的支援等への働きかけについて . . . p 9

社会福祉法人女川町社会福祉協議会

- 6 権利擁護等に関する事業展開を行う際の市町村の積極的な介入について . . . p 11

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会

- 7 児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について . . . p 13

宮城県身体障害者施設協議会

- 8 物価高騰に伴う補助金事業の継続について . . . p 17
- 9 災害用備蓄品整備に対する補助事業の実施について . . . p 18
- 10 受給者証の交付、更新手続、様式の統一化について . . . p 19

宮城県精神障がい者家族連合会

- 11 当連合会は精神障害者福祉手帳所持者 2.3 万人、精神通院医療認定者 3.9 万人（R6 年 3 月末の県内数）が生活の質の向上を目指し活動を行っているが、活動資金が大変厳しいため、精神保健福祉関係予算が拡充されていることから、家族会への補助金を期待したい。・・・ p 21

宮城県知的障害者福祉協会

- 12 障害者福祉施設における人材確保と生産性向上に資する補助施策の要望・・・ p 23

一般社団法人宮城県保育協議会

- 13 福祉人材への働きかけについて（小、中高生へのアプローチ）・・・ p 25
- 14 県内に存在する地域による待遇格差を生む助成制度への対応について・・・ p 26

宮城県母子生活福祉施設連絡協議会

- 15 母子生活支援施設の機能を活かした地域支援の促進について・・・ p 27
- 16 職員の格差是正について・・・ p 28

公益財団法人宮城県母子福祉連合会

- 17 県の施設等における自動販売機の設置について・・・ p 29

社会福祉法人仙台市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

生活困窮者支援を総合的に行うための委託料（生活福祉資金相談体制整備事業費）の増額

【現 状】

特例貸付は終了しましたが、生活に困窮する方々からの相談は減少することなく、令和6年度の相談件数は前年度より多く償還関連と合わせて延べ2,500件余りとなりました。

本会では受付業務を各区・支部事務所で行っていますが、このうち、宮城支部事務所での人員配置に係る委託料（生活福祉資金相談体制整備事業費）（以下「委託料」という。）が認められていません。

併せて、同一労働同一賃金や最低賃金の引き上げなどへ対応するため、令和2年度から担当職員の待遇改善を実施していますが、それに見合う委託料額が認められていません。

区事務所のとりまとめ及びスーパーバイズ、県社協や関係機関との調整を行う本会本部の基幹的業務について、他業務を兼務している正職員が行っていますが、係る人件費が認められていません。

【課 題】

相談件数自体の増加に加えて、世帯の困窮状態を踏まえ、他制度へのつなぎや調整を適切かつ迅速に行わなければならない状況が続いています。

生活困窮世帯の自立支援を行うにあたり、担当職員である貸付相談員は単に貸付制度の受付や説明を行う役割ではなく、相談業務を通して、相談者が抱える様々な課題に気づき、生活困窮者自立相談支援機関との連携や他制度へつなぐ役割を担っており、本事業のニーズは極めて大きく、複合的な課題を抱えている方へ貸付を行う貸付相談員の役割は今後増々重要になっています。

このような役割を担うには、人口規模の大きい本市においては、各区・支部事務所に相談員を配置し、身近な相談窓口を準備する必要があり、人的資源確保が必須であるとともに、初期面接や制度に対する問合せ等の段階で様々な知識やスキルが求められることから、その職務に見合った待遇にする必要があります。生活困窮世帯（者）の急増に対応し、きめ細やかな支援を長期的に実施するために、また、今後10年間以上にわたる特例貸付の償還事務への対応を踏まえ、支援体制の強化を早急に図る必要があります。

【要望事項】

各区・支部事務所の貸付相談員の適正な配置（宮城支部事務所に新たに配置することを含む）に係る経費及び相談窓口の強化を図るため、基幹的業務を行う専従の正職員の配置に係る予算の確保について、国への働きかけを含め強く要望します。

社会福祉法人石巻市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

宮城県における日常生活自立支援事業の国及び市町村支援について

【現 状】

宮城県における日常生活自立支援事業は、国庫補助の基準額範囲内での運営方針となることから、宮城県においては、直営方式を中心とした運営から、ほとんどの都道府県において行われている市町村社会福祉協議会運営方式への転換を進めておりますが、不足額が発生した場合等の財源確保については、協議がなされておられません。

【課 題】

令和８年度の基幹的社会福祉協議会の課題としては、国庫補助の基準額範囲内での委託費となることから、明らかに終始差額がマイナスとなり、事業運営が困難となります。

また、市町村社会福祉協議会運営方式の場合、規模の大きい（利用者の多い）市では、基幹的社会福祉協議会と同様の課題、規模の小さい市町村においては、他業務との兼任によって人件費補助金や他事業委託費の削減も考えられます。

本事業を市町村社会福祉協議会において赤字経営を前提に受託することは、社会福祉法人の責務である「地域における公益的取組」として運営するには損失が大きく、第２種社会福祉事業の受託に対する事業財源から補填することは、社会福祉協議会の会員、評議員、役職員等からの理解を得ることは困難であると思われます。

以上のことから、現時点で令和８年度の受託は実質不可能な状況となっています。

【要望事項】

本事業は、利用者にとっても、ケースワーカーや地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員等の専門職にとっても必要とされている事業であることは、自治体からは十分理解されておりますが、本事業の実施主体は、宮城県、そして宮城県社会福祉協議会であるため、自治体として実施主体ではない事業への財政支援には否定的であります。

令和７年５月２８日、厚生労働省により、地域共生社会の在り方検討会の中間とりまとめが公表されました。この報告書によると、既存の日常生活自立支援事業を拡充（新日常生活自立支援事業）し、社会福祉協議会等を主な実施主体に想定するとされております。

この事業には十分な財源が期待できるものと推測しますが、施行までの期間、現日常生活自立支援事業の安定した運営を継続するためには、基準額の増額又は各自治体からの財政支援等が必要と考えられることから、宮城県から国及び市町村への早急な働きかけが必要不可欠であるとともに、実現までの期間、宮城県からの財政支援を要望するものです。

社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

被災者見守り・相談支援事業の継続に係る財政措置について

【現状・課題】

本会では塩竈市からの委託を受け、“塩竈市ふれあいサポートセンター”を設置し、被災者見守り・相談支援を実施しています。

被災者見守り・相談支援では、東日本大震災からの復興とともに、被災者間の繋がり・地域との繋がりを構築できるよう支援を行ってきました。

本支援及び住民の努力によって災害公営住宅での自治会立ち上げや住民間の顔の見える関係の構築が軌道に乗ろうとしたタイミングでコロナ禍が発生してしまいました。

コロナ禍の中でも見守り・相談支援は継続しましたが被災者間の繋がり・地域との繋がり希薄化を免れることはできず、5類移行の令和5年度から再構築の兆しが見えてきたところです。

支援の方法としても、個別訪問を中心としたものから、サロン事業といった地域間の繋がりを構築する事業へシフトしていく過渡期に入っており、自主的・自立的に活動できるコミュニティが増えてきている一方で、見守りが必要な世帯や住民団体は少なくありません。

その中で、被災者見守り・相談支援事業については、東日本大震災の第2期復興・創生期間（2021～25年度）終了に伴い、国からの交付金は2025年度で原則終了となります。

被災者支援に終わりはありませんが、どこかで区切りをつける必要があることは十分に承知しております。しかし、支援の活動を地域に落としていくためには未だ時間が必要です。

一切の財政措置の打ち切りではなく、一定の経過措置を設け、本事業で行っている支援を地域（民生委員など）へ引き渡していく猶予は必要です。

【要望事項】

上記の現状・課題によって、被災者見守り・相談支援事業については、今後、地域へと引き渡していく必要があるため、宮城県においては、国に対し経過措置にかかる財政措置を求めるよう要望いたします。

併せて、国における経過措置の実施が困難である場合には、阪神・淡路大震災の被災者見守り支援が2018年に兵庫県の一般会計に引き継がれたように、宮城県が見守り拠点事業（本会実施事業では見守りサロン事業）を実施する市町村（事業実施自治体）へ事業費の半分を補助するなど、宮城県独自の財政措置を新設いただくよう要望いたします。

社会福祉法人栗原市社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

生活安定資金貸付制度の抜本的見直しについて

【現 状】

生活安定資金については、低所得者に対する貸付金制度であり、単に融資を行うだけでなく、民生委員が貸付世帯に対して、経済的自立と生活意欲を助長するための関りと責任を持つことが特徴となっている貸付金制度であります。

貸付額は、原則 5 万円、必要に応じ 7 万円まで、据置期間は貸付日から 2 ヶ月、償還期間は据置期間後、1 年以内（貸付日から 1 年 2 ヶ月以内）となっており、償還方法については、一括償還と月賦償還がありますが、利用者の多くは、月賦での償還となっています。

【課 題】

貸付対象者は低所得世帯であり、毎月の償還するお金の工面がそもそも難しい状況であり、また、貸付後、家族が病気やけがに見舞われることなどにより、期間内での償還が困難となるケースも想定されます。

一方、本制度は、昭和 55 年の制度創設から 45 年を経過いたしますが、貸付額等については改正されず、当時のままとなっております。

令和 4 年度で新型コロナ対応資金の貸付も終了し、近年の米価をはじめとする物価高騰が続いている現状などから、低所得世帯に対する貸付資金のセーフティネットとも言うべき同資金については、今後、貸付要望が増加することが予想されるものの、金額が 5 万円と極めて少額であること、また、短期間での償還などが課題であり、借入に躊躇することが予想されます。

【要望事項】

低所得世帯への貸付であることを踏まえつつ、利用しやすい生活安定資金貸付制度について、貸付額を現行の 5 万円から 10 万円へ増額するとともに、償還期間を据置期間後、1 年以内から 1 年 8 ヶ月（貸付日から 2 年以内）に延長するなど、制度そのものの抜本的見直しをしていただくよう要望します。

社会福祉法人美里町社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

日常生活自立支援事業を市町村社協が主体的に実施していくに伴う市町村自治体の財政的支援等への働きかけについて

【現 状】

宮城県社会福祉協議会から市町村社協へ日常生活自立支援事業の事業移管が進められている中で、今後は身寄りのない方への支援など、そのサービス内容の拡充なども検討されています。そこで、必要な人が必要なサービスを受けられるよう恒常的な支援体制の整備が求められています。

【課 題】

権利擁護支援の中で、日常生活自立支援事業は有効なサービスの一つとして機能しており、体制を整備して推進していくことが求められていますが、市町村社協は人員・予算ともにひっ迫しており、県社協から日常生活自立支援事業の事業移管を受けて実施していくだけの体力がないことが課題です。

【要望事項】

上記の現状・課題によって、権利擁護支援体制の整備は市町村自治体の責務・役割であり、日常生活自立支援事業も成年後見制度とともに大きな役割を担っており、市町村自治体から市町村社協に対して恒常的な人的・財政的支援をしていく必要があります。

そのため、市町村自治体に対してこれまで以上に市町村社協へ人的・財政的支援の措置を講ずるよう宮城県に働きかけを要望するものです。

社会福祉法人女川町社会福祉協議会から
宮城県への要望

【項 目】

権利擁護等に関する事業展開を行う際の市町村の積極的な介入について

【現 状】

現在、身寄りのない方や家族関係の希薄化などにより、家族や身内などから必要な支援を受けることができない住民が多くなっており、社会福祉協議会では身上保護を含めた事業を展開しているところです。

様々な課題を抱える住民の支援は、単に金銭管理だけに留まることはなく、生活全般の支援が求められているにもかかわらず、サービスや制度の狭間にあり、必要な支援策が講じられていないケースも多くあります。さらには、その先にある住民の死後に発生する事象に対する対応の在り方については、本町においては未だ確立されておらず、支援者だけでは対応しきれない状況となっています。

【課 題】

身寄りがいない方、家族や身内などから必要な支援を受けることができない方が多くなり、家族による支援を前提とした仕組みだけでは支えきれない現状があります。社会福祉協議会として「自助」、「互助・共助」により地域の中で支え合っていく仕組みをつくりあげていくことは、必要な取り組みとして捉えています。併せて「公助」としての市町村行政の役割を認識し、一緒にその支援策を考え、共に住民の安心した生活を創りあげていく必要があります。

【要望事項】

第4次宮城県地域福祉支援計画に基づき、各市町村において地域での権利擁護等のシステム整備を進めるためには、市町村の積極的な介入が不可欠であることから、市町村行政に対し主体的に関係機関と連携を図りながらシステム構築に取り組んでいくよう宮城県での検討を要望するものです。

宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会から
宮城県への要望

【項 目】

児童館及び放課後児童クラブへの理解と職員の処遇改善について

【現 状】

- ① 令和 5 年 4 月、こどもの権利保障を掲げたこども基本法が施行され、第 11 条ではこども施策に対するこどもの意見の反映について定めています。しかし、経済的な厳しさ等の困難な環境にあるこども達は、声を上げづらい現状があります。
- ② 児童館は、児童福祉法に定められた児童福祉施設の中で、唯一 0 歳から 18 歳未満までのこどもを対象に、身近に寄り添いその健康を増進する施設です。現代のこども・子育てを取り巻く環境の中で、児童館や児童クラブが担う役割はこれまで以上に大きなものとなっています。しかし、行政側にその存在や活動、意義が十分に理解されていると言えない状況が未だにあります。
- ③ 令和 6 年 12 月に改正された児童館ガイドラインにあるとおり、児童館職員は遊びの指導や生活の支援を通してこどもの心身の健康を増進し情操を豊かにする役割のほか、配慮を必要とするこどもへの対応、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への対応も求められています。このことに対応するためには自己研鑽と経験の積み上げが必要ですが、こども理解とよりよい支援のためには学校との共有等が不可欠になる現状があります。学校との相互理解はコミュニティスクール化と共に地域のこども支援に今後更に必要になってくるはずです。また、児童館及び放課後児童クラブの職員待遇は、他福祉施設従事者と比べると改善が必要で、職員の多くがパートタイム等非正規雇用となっております。市町村間の格差も存在しています。
- ④ 各自治体における児童健全育成事業に対する考え方や取り組みに違いがあり、市町村間の児童館運営格差が存在します。県内の児童が等しく享受すべき支援にも格差が生まれている状況があります。
- ⑤ 放課後児童クラブ職員は、コロナ禍においてもこどもの居場所と健康を守るため、働く保護者の支援のために感染拡大防止に正面から取り組んで参りました。職員は医療関係従事者や保育士等と等しく処遇されなければなりません、未だ相応の給与水準にあるとはいえません。

【課 題】

- ① 近年宮城のこどもたちは、東日本大震災やコロナ禍等の大変な経験をしてきました。更にその中には、貧困やヤングケアラー等の社会的課題の当事者であるこどももいます。その声をどのように聞き、受け止め、政策に生かしていくのかは私たち大人の課題です。
- ② 自治体及びその職員の中には、児童館が小学生のみを対象としている施設であると

認識していたり、小学生を対象とした保育施設（学童保育や放課後児童クラブ）と誤解していたりするケースが見受けられます。このことは、児童館ガイドラインに示される乳幼児期や中高生世代を含むこどもの発達に応じた支援や地域子育て支援機能、地域ネットワークの拠点機能といった児童館事業の充実や児童健全育成の推進にとっては大きな課題になっています。

- ③ 学校は既にこども理解のために幼保連携を明文化している自治体が多いのですが、児童館や児童クラブとの連携を掲げていない現状が多々あります。「学校は学校の中で解決」、「児童館や児童クラブで解決し学校へ持ち込まない」の現状が課題であると捉えています。

また、児童館職員には健康増進や情操を豊かにするための指導支援技術が必要であり、経験の積み上げが必要な職種であるにも関わらず、長期にわたって安定的に勤務できる労働環境が整っていない課題があります。

- ④ 自治体として、全児童を対象とした児童健全育成推進のビジョンを持つことが必要です。自治体間において情報や課題を確認し共有する機会や相談支援の機会がないことが、児童館運営の地域格差につながっています。
- ⑤ 令和元年10月3日発布の「放課後児童健全育成事業の質の確保及び向上に向けた取組の推進について」（厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長発 子子発 1003 第1号）により、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう処遇改善に努めることが必要とされており、国も制度活用の推進を図っています。それにより処遇改善を実施する自治体が出てきていますが、全てではありません。未実施の自治体に勤務する職員との間に差が生じていることで、他自治体への職員の流出が予想され、人材の確保に支障が出るのが懸念されます。

【要望事項】

- ① 令和5年4月にはこども家庭庁が発足し、同年6月には子どもの貧困対策法成立10年の節目を迎えました。これまで以上にこどもたちの声を聴いていくこと、こどもたちの権利を保障していくことを、官民一体となって行動していくことが求められていると思います。児童館には地域のこども支援の拠点としての役割があり、まさに「こどもがまんなか」を実践してきました。その機能を十分に生かせるよう、継続的な支援をお願いいたします。
- ② これまで以上に児童館は行政とのパートナーシップを図り、官民協働で児童の健全育成に取り組む必要があります。児童館はこどもの拠点であるとともに、切れ目ない子育て支援の実現の場、こどもをまんなかに地域共生社会を推進する施設です。宮城県全体が児童館の存在意義や活動を理解し、児童館が地域の貴重な社会資源であることへの更なる理解の促進をお願いいたします。
- ③ 学力に関することではなく、配慮を要する児童やこどもの貧困等から児童の健全育

成とこどもがより力を発揮できる「こどもがまんなか」の環境を作るために、各自治体及び教育委員会での協議等をお願いいたします。

また、児童館及び放課後児童クラブ職員の資質向上のためにも、待遇改善や労働環境の整備を、宮城県として各自治体への働きかけをお願いいたします。

- ④ 県内自治体が児童館事業を含む全児童に対する健全育成事業を推進および支援する担当部署を設置し、恒常的に児童健全育成に携わる関係者や団体、市町村担当課と情報や課題を共有できるよう、県内すべての児童に対する児童健全育成を目指してくださるようお願いいたします。
- ⑤ 国の施策である「放課後児童支援員等処遇改善等事業」の活用を、未実施の県内自治体に強く働き掛けて頂くよう重ねてお願いいたします。

宮城県身体障害者施設協議会から
宮城県への要望

【項 目】

物価高騰に伴う補助金事業の継続について

【現 状】

物価高騰による水道光熱費・食材費・人件費等費用の増加。

【課 題】

仙台市は施設の食費補助を実施しているが宮城県は未実施。
現在の物価高騰対策の補助金額では不十分。

【要望事項】

食費等を含めた物価高騰対策助成金の補助額の増加。

【項 目】

災害用備蓄品整備に対する補助事業の実施について

【現 状】

災害発生時に対する支援について、現在は宮城県身体障害者施設協議会を通して各施設から搬出できる物資を募っている。

【課 題】

搬出する施設は物資を寄付する形となっている。物資が不足した場合には各地から物資を集めるのに時間が掛かる。

【要望事項】

災害時に物資を支援した際の補助金。

【項 目】

受給者証の交付、更新手続、様式の統一化について

【現 状】

障害福祉サービス受給者証は各市町村毎に発行しており、様式が不統一。

【課 題】

市町村により判定・認識方法が違ふことが多々あり、同じ障害を持った方でも支援区分が異なったり、利用者負担額の見直し時期は金額等のトラブルが多い。

【要望事項】

県内だけでも統一した基準・様式。問い合わせ窓口等設置。

宮城県精神障がい者家族連合会から
宮城県への要望

【項 目】

当連合会は精神障害者福祉手帳所持者 2.3 万人、精神通院医療認定者 3.9 万人（R6 年 3 月末の県内数）の生活の質の向上を目指し活動を行っているが、活動資金が大変厳しいため、精神保健福祉関係予算が拡充されていることから、家族会への補助金を期待したい。

【現 状】

当連合会は障がい者家族の会費及び賛助会員からの協力金で運営を行っている。会員数は高齢化や死亡などで減少が続き、一方で障がい者は毎年増加とうらはらな経過を辿っている。以前は規模の大きい精神病院に多くの精神疾患患者が長期入院していたが地域移行支援事業によって家族会は解散、一方、年齢の若い家族は会への参加に消極的。増加を続ける精神障がい者は、生活困窮が後を立たない。

【課 題】

精神の疾患者は概ね内向きな気質で、進んで窮状を訴えたり、生活基盤の構築に積極性がなく、一人で悩みを抱え込んでしまう。これらの解消には家族の援助が必須であるが、家族もまた疲弊する現状がある。当連合会はこれらを汲み取り組織だって少しでも障がい者の生活向上に資するよう活動を行っている。会の維持には運営費が伴うが活動資金が年々減少し、改善策を模索している。

【要望事項】

精神障がい者の自死や生活保護受給は健常者とは比較できないほどの多数である。家族会の活動はこれらの抑制を図ることに主眼を置くもので、少しでも健全性が向上すれば社会保障費をはじめとする行政コストの削減に資するものとする。家族会のもたらす効果の認知度を向上させたい。

今、宮城県では「心のサポーター養成事業」に注力している。メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、精神的な問題を抱える、家族や仲間に対して話し合える支援者の広がりを期待する。

宮城県知的障害者福祉協会から
宮城県への要望

【項 目】

障害福祉施設における人材確保と生産性向上に資する補助施策の要望

【現 状】

令和5年度介護職員数が調査開始以来初めて減少に転じるなど、福祉に従事する人材不足は依然として厳しい状態にあります。

また、処遇改善加算により、職員のベースアップが図られてもなお、他産業との賃金格差が拡大し、人材流失も一向に止まらない状況にあります。事業所は、新卒者の獲得競争が激化する中、人材不足解消に向けて、人材紹介サービス等の活用や外国人の雇用にも頼らざるを得ないケースが増えるなど、今後福祉人材の確保が困難になることが懸念されます。

一方、生産性向上に有効であるDX化等は、依然として普及が遅れている状況にあります。当協会会員施設においても、見守り機器や介護ロボットを導入している施設は全会員施設の10%程度に過ぎず、導入している場合でも、スポット的な利活用に終始し、生産性向上までには至っていないのが実情です。

生産性の向上が図られない状況が続くことは、障害福祉施設に従事する職員の業務過多や離職をさらに加速させ、人材の質の低下がより進む状況につながるため、早急な対応が求められています。

【課 題】

「人材の質がサービスの質を決める」とも言われており、人材の確保と育成は、事業継続の面からも最重要課題となっています。

一方、生産性の向上に資するDX化等の導入は、報酬改定や物価高騰、さらには人材紹介サービス等も含む人件費の増大等の影響により、初期投資の大きさが導入の大きな障壁になっています。

障害の重度化・高齢化が進む中、生産性の向上と人材確保には、DX化等の導入支援や奨学金返済等の支援が必要であり、県民に対するサービスの質の向上の観点からも宮城県独自の補助施策が必要と考えます。

【要望事項】

1 DX化等の活用促進のための補助施策の拡充について

DX化等の活用は、障害福祉施設に従事する職員の負担軽減や業務削減効果が望めるとともに、離職率の低下と支援力の向上に結びつくことが期待できるため、限られた人員で効率的に行うための機器の導入に対する補助施策のさらなる拡充を宮城県に要望するものです。

2 新卒者等を対象とした職員宿舍借り上げ及び奨学金返済支援のための助成の創設について

職員の高年齢化の他、他産業への人材流失が止まらない状況や賃金格差が拡大している状況を踏まえ、福祉分野における若い世代の人材の確保と育成は事業継続の面からも最重要課題になっています。人材確保・定着に向けた取り組みとして、新卒者等を対象とした「(仮) 職員宿舍借り上げ支援助成」や「(仮) 奨学金返済・育成支援助成」など人材確保に対する助成の創設を宮城県に要望するものです。

3 人材紹介サービス等の手数料等に対する助成の創設について

人材不足の解消手段として活用している人材紹介サービス等の活用及び外国人の雇用には多くの経費が必要となっており、施設経営を圧迫している実情を踏まえ、これらの取り組みに対しても人材確保に対する助成の創設を宮城県に要望するものです。

一般社団法人宮城県保育協議会から
宮城県への要望

【項 目】

福祉人材への働きかけについて（小、中高生へのアプローチ）

【現 状】

保育を含む福祉業界へのネガティブイメージによって職業選択の場面では深刻な状況に陥っています。とりわけ、中学校、高校側への正確な情報提供がなされているとはいえず、誤った情報をもとに福祉への道をあきらめてしまっている児童生徒も少なくありません。

【課 題】

福祉、保育業界のネガティブイメージを払拭し、正確な情報を基に職業選択できる環境が必要であり、その働きかけを小、中高生の時期から開始する必要がある。

【要望事項】

小、中高生に福祉業界の現状を正確に伝え、職業選択を適切に行えるように働きかけを実施したい。

また、小、中高の教職員に対しても情報を適切に伝え、ネガティブなイメージを鵜呑みにしないよう働きかけたい。人口減少社会を迎え、地域が適切に存続し経済活動を持続するためには、社会を支える福祉業界が必須です。そのことを含め、福祉業界での就労の意義を適切に伝え、福祉人材のすそ野を広げていく取組みを実施したいと思います。

【項 目】

県内に存在する地域による待遇格差を生む助成制度への対応について

【現 状】

県内には、地域に依る待遇格差が助成制度の形をとって現れています。とりわけ宿舍借り上げに対する助成は、東京圏域等の事例が代表例として広く知られておりますが、県内においても、仙台市では本助成が行われており、就労先を決める大きな理由の一つとなっています。そのため、仙台市以外への就労を希望する学生が大幅に減少しています。

【課 題】

宿舍借り上げ助成に代表される待遇格差が、就労地域の集中と過疎を生んでいる。

【要望事項】

仙台市とその他地域では確かに財政規模なども違いますし、それに対し県がどのようにコミットするのが、非常に難しい課題であることは承知しています。それでも、宮城県として、宮城県民の生活を支えるために、県内で偏りなく福祉サービスを存続させていくためには、今までより一歩踏み込んだ形でその待遇についての取組みを県として実施する事が必須であると考えます。

宮城県母子生活福祉施設連絡協議会から
宮城県への要望

【項 目】

母子生活支援施設の機能を活かした地域支援の促進について

【現 状】

相談窓口となる各保健所の担当者が、母子生活支援施設の機能や支援内容を知らないために、支援が必要な母子が見過ごされたり、入所を希望しても対象者ではないと判断され入所や支援に繋がらないケースがあるようです。このことは、入所者数の減少にもつながり、人件費や施設存続に大きな影響を及ぼしています。

【課 題】

県内の保健所に母子生活支援施設の機能や支援内容を理解していただく必要がある。

【要望事項】

自治体によっては“母子生活支援施設はDV専門の施設である”と思っているため、母子生活支援施設の機能を活用すべく各保健所へ周知していただくとともに、関係機関の連携をお願いします。また、宮城県社会的養育推進計画に明示されています「妊産婦等の支援に向けた取り組み」は、これからの母子生活支援施設の新たな事業として取り組む時期に来ています。私たちも準備を進めておりますので、宮城県での実施に向けた体制整備を一日でも早く整えていただきますようお願いいたします。また、入所者支援だけでなく、「産前産後支援」「アフターケアを含む地域支援」「親子再構築支援」と母子生活支援施設の機能を活用した高機能化・多機能化に向けた取り組みが始まっていますので、そのあたりの周知もお願いします。

【項 目】

職員の格差是正について

【現 状】

宮城県の指定管理を受託している、母子生活支援施設さくらハイツは処遇改善加算の対象にならず、他の母子生活支援施設と経済格差があり人材確保の難しさにも影響しています。

【課 題】

同じ仕事をしていることから、収入格差の是正していく必要がある。

【要望事項】

職員のモチベーションアップや人材確保に繋がることから、社会的養護従事者処遇改善費加算による処遇改善をお願いします。また、宮城県の指定管理受託施設であっても、社会的養護処遇改善加算の対象となるよう国への働きかけをお願いします。

公益財団法人宮城県母子福祉連合会から
宮城県への要望

【項 目】

県の施設等における自動販売機の設置について

【現 状】

当連合会では、自主事業としてひとり親家庭の親子に交流の機会を提供し、参加者同士のコミュニケーションや情報交換等により孤立をなくす事業等を実施することにより、県内のひとり親家庭を支援しています。

近年、新型コロナウイルス感染症による影響は沈静化が見られるようになりましたが、広範囲にわたる物価の上昇が続く、歯止めがかからないなど、ひとり親家庭の置かれた環境は依然として厳しい状況が続いております。仕事・育児・家事を一人で担っているひとり親の負担は極めて重く、生活や子育ての悩みや不安を抱えた日々を送っているのが現状です。

当連合会では、ひとり親が抱える様々な問題や悩みについて、解消の一助とすることを目的に事業を展開しておりますが、期待は大きいものの、現実には財源の確保に苦慮しております。

現在、公共施設における自動販売機設置による収益を財源に充てており、県の施設（地方機関）には計3台を設置させていただいております、しかしながら、コロナ禍の影響が薄らぎ、個々の売り上げは回復傾向にあるものの、絶対数が少ないため、十分な収益を得るにはほど遠い状況となっております。

【課 題】

母子福祉連合会は、公益認定を受ける際に自動販売機の設置のみを事業として認められた経緯があります。近年、県及び関連施設では自動販売機設置に関し入札を実施しており、県母連が事業運営者でないことから、設置する機会を喪失している現状となっております。

【要望事項】

県の施設における自動販売機の設置及び運営については「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して母子福祉連合会に発注されるよう要望するものです。

また、市町村や民間事業者に対しても発注の働きかけをされるよう併せて要望いたします。